

# 国立大学法人高知大学ネーミングライツ事業取扱要項

令和8年1月9日

学長裁定

## (趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）が実施するネーミングライツ事業に関し必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。
- (2) 命名権 事業者等が本学の施設等の愛称を設定する権利をいう。
- (3) ネーミングライツ事業 契約により、本学が事業者等に命名権を付与し、命名権を付与された事業者等（以下「命名権者」という。）からその対価（以下「命名権料」という。）を得て、本学の教育研究環境の向上に要する費用の一部に充てる事業をいう。

## (事業の目的)

第3条 ネーミングライツ事業は、事業者等に本学が保有する財産への命名権を付与し、命名権料を得て、本学の教育研究環境の向上を図ることを目的とする。

## (事業の基本原則)

第4条 ネーミングライツ事業は、本学の施設等の本来の目的に支障を及ぼすことのないよう実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようしなければならない。

- 2 本学は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。
- 3 本学は、ネーミングライツ事業を導入した施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく従来の施設等の名称を使用するものとする。

## (命名権の付与期間)

第5条 命名権を付与する期間は、原則として3年以上5年以下とする。

## (募集)

第6条 ネーミングライツ事業の実施に当たっては次の各号に掲げるところによるものと

し、原則として公募により事業者等を募集するものとする。

- (1) ホームページ等により広く事業者等を募集する。
- (2) 対象となる施設等、命名権料その他ネーミングライツ事業に必要な事項については、募集の都度、募集要項において定める。命名権料については、理事（財務・労務管理担当）が、対象施設等の規模、機能等を鑑み、最低契約額を設定する。

2 学長は、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、公募によらずにネーミングライツ事業について決定し、実施することができる。

- (1) 本学との共同研究等と関連する施設等に係るネーミングライツ事業であって、当該共同研究等の相手方又はこれに準ずる者以外にネーミングライツ事業を実施させることが不利である場合
- (2) 前号のほか、特定の者以外ではネーミングライツ事業が実施できない場合  
(応募)

第7条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者等は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行う者
- (2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- (3) 社会問題を起こしている者
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を行う者
- (6) 賭け事に係る業種に属する事業を行う者
- (7) 政治団体
- (8) 宗教団体
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者及び申立てがなされている者
- (10) 国税、地方税等を滞納している者

(11) その他ネーミングライツ事業を実施する事業者等として適当でないと認められる者

2 ネーミングライツ事業に応募する者は、ネーミングライツ事業実施申込書（別紙様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、学長に提出しなければならない。

- (1) 事業者等の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書（発行後3月以内のもの）
- (4) 直近3事業年度分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面

（愛称の条件）

第8条 愛称は、対象となる施設等にふさわしいものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
- (4) 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- (5) 個人、団体又は組織の名誉、信用又は財産を損なうおそれがあるもの
- (6) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
- (9) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (10) たばこの広告や喫煙を促すもの
- (11) 社会問題についての主義及び主張に関するもの
- (12) 個人の名刺広告に関するもの
- (13) その他本学が愛称として設定することが適当でないと認めるもの

（審査委員会）

第9条 対象となる施設の選定、募集要項の決定及び命名権者の選定、命名する愛称その他の必要な審査を行うため、国立大学法人高知大学ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

- 2 審査委員会に委員長を置き、理事（財務・労務管理担当）をもって充て、委員は、理事（地域連携・広報・ウェルビーイング担当）、総務部長及び財務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、前項に定める委員のほか、審査する内容に関連する者を、臨時の委員として加えることができるものとする。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第 10 条 委員長は、審査委員会を招集する。

- 2 審査委員会は、委員長が議長となる。
- 3 審査委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる
- 6 委員長は、審査結果を、速やかに学長に報告するものとする。

（決定及び通知）

第 11 条 学長は、審査委員会の審査の内容及び結果を尊重し、応募された愛称の設定の可否及び命名権者を決定するものとする。

- 2 学長は、第 7 条の規定により応募した者に対し、採用を決定したときは、ネーミングライツ実施事業者採用通知書（別紙様式第 2 号）により、不採用を決定したときは、ネーミングライツ実施事業者不採用通知書（別紙様式第 3 号）により通知しなければならない。

（契約）

第 12 条 学長は、命名権者の決定通知後、速やかに契約担当役に採用決定者との契約を締結させるものとする。

（費用負担）

第 13 条 当該ネーミングライツ事業に係る施設の愛称を表示するサイン、案内看板等の設置及び変更に係る経費については、命名権料には含まれないものとし、別途命名権者が負担するものとする。

- 2 契約期間の満了及び命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、命名権料には含まれないものとし、別途命名権者の負担とする。

(命名権料の納入)

第 14 条 命名権者は、命名権料を指定された期日までに本学が指定した預金口座へ年度ごとに一括で納入しなければならない。ただし、学長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

2 学長は、前項ただし書きの場合においては、命名権者と協議の上、命名権料の支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(命名権料の配分)

第 15 条 命名権料による収入は、「全学分」と「部局分」に区分し、教育研究環境の向上のために要する経費として、「全学分」は事務局に、「部局分」はネーミングライツ事業を導入した施設を管理する部局に配分するものとし、配分割合は、それぞれ 50% とする。

(愛称変更の禁止)

第 16 条 命名権を付与する期間内における愛称の変更は、禁止とする。ただし、学長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第 17 条 命名権者は、命名権者の都合により、ネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 命名権者は、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書（別紙様式第 4 号）を、学長に提出しなければならない。

(命名権の取消し)

第 18 条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、命名権の付与を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに命名権料の納入がないとき。
- (2) 命名権者が、法令、この要項等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) 前条の規定により、命名権者から契約解除の申出があったとき。

2 学長は、前項の規定により命名権の付与を取り消したときは、命名権付与取消決定通知書（別紙様式第 5 号）により命名権者に通知するものとする。

3 前項の規定により命名権の付与を取り消した場合、第 14 条の規定により既に納入された命名権料については、返還しないものとする。

(事務)

第19条 ネーミングライツ事業に関する事務の総括は、関係部局の協力を得て財務部財務課が処理する。

(雑則)

第20条 この要項に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和8年1月9日から施行する。

別紙様式第1号（第7条関係）

年 月 日

国立大学法人高知大学長 殿

申込者

名 称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

ネーミングライツ事業実施申込書

国立大学法人高知大学ネーミングライツ事業取扱要項第7条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおりネーミングライツ事業に応募します。

施設名		
愛称（案）	別紙のとおり（※）	
応募の趣旨 愛称・命名の理由	別紙のとおり（※）	
命名権料	円（年額/税抜）	
契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
連絡先	担当者氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

（※）別紙（任意の様式）に記載し、本申込書に添付すること。愛称を表示するサイン、案内看板等（デザインを含む。）設置の提案がある場合は、あわせてその内容（形状や大きさ等）、設置箇所及び掲示方法等を記載、添付等すること。

添付書類

- （1）事業者等の概要を記載した書類
- （2）定款、寄附行為その他これらに類する書類
- （3）法人の登記事項証明書（発行後3月以内のもの）
- （4）直近3事業年度分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- （5）国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書等）

年　月　日

殿

国立大学法人高知大学  
学長　○○　○○（公印省略）

ネーミングライツ実施事業者採用通知書

次のとおりネーミングライツ実施事業者に採用することを決定しましたので、国立大学法人高知大学ネーミングライツ事業取扱要項第11条第2項の規定により通知します。

施設名		
愛称		
命名権付与期間	年　月　日～　年　月　日まで	
命名権料	年額	円（税抜）
	総額（年間）	円（税抜）

別紙様式第3号（第11条関係）

年　　月　　日

殿

国立大学法人高知大学  
学長　○○○○（公印省略）

ネーミングライツ実施事業者不採用通知書

年　　月　　日付けで申込みのありましたネーミングライツ事業につきましては、不採用となりましたので国立大学法人高知大学ネーミングライツ事業取扱要項第11条第2項の規定により通知します。

別紙様式第4号（第17条関係）

年 月 日

国立大学法人高知大学長 殿

申込者

名 称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

ネーミングライツ事業契約解除申出書

年 月 日付けで契約したネーミングライツ事業について、国立大学法人高知大学  
ネーミングライツ事業取扱要項第17条第2項の規定に基づき、次のとおりネーミングライ  
ツ事業の契約解除を申し出ます。

施設名	
愛称	
命名権付与期間	年 月 日～年 月 日まで
希望する契約解除日	年 月 日
契約解除の理由	

別紙様式第5号（第18条関係）

年 月 日

殿

国立大学法人高知大学  
学長 ○○ ○○（公印省略）

命名権付与取消決定通知書

年 月 日付けで決定しましたネーミングライツ事業の命名権付与について、次の理由により取消を決定しましたので、国立大学法人高知大学ネーミングライツ事業取扱要項第18条第2項の規定により通知します。

なお、同条第3項の規定により、既に納入されました命名権料については返還いたしません。

取消年月日	年 月 日
取消理由	